

第百四十二回国会 衆議院 科学技術委員会 會議録 第四号

平成十年三月二十七日(金曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 大野由利子君

理事 小野 晋也君

理事 山口 俊一君

理事 吉田 治君

理事 菅原喜重郎君

理事 奥山 茂彦君

理事 実川 幸夫君

理事 村井 仁君

理事 川内 博史君

理事 佐藤 敬夫君

理事 吉田 幸弘君

理事 辻元 清美君

出席国務大臣

国務大臣 谷垣 慎一君

科学技術庁長官 沖村 憲樹君

科学技術庁原子力局長 加藤 康宏君

科学技術庁原子力安全局長 池田 要君

出席政府委員

科学技術委員会 宮武 太郎君

委員外の出席者

科学技術委員会 専門員

委員の異動

三月二十七日

補欠選任

杉山 憲夫君

鳩山由紀夫君

中西 啓介君

同日

第一類第十五号

科学技術委員会會議録第四号

平成十年三月二十七日

辞任

実川 幸夫君

川内 博史君

吉田 幸弘君

補欠選任

杉山 憲夫君

鳩山由紀夫君

中西 啓介君

三月二十七日

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の
の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法
の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

○大野委員長 これより會議を開きます。

ただいま付託になりました内閣提出、原子力基
本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改
正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。谷垣国務大臣。

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法
の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○谷垣国務大臣 原子力基本法及び動力炉・核燃
料開発事業団法の一部を改正する法律案につしま
して、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

これまで、動力炉・核燃料開発事業団は、昭和
四十二年に設立されて以来、原子力基本法に基づ
く原子力の開発機関として、高速増殖炉及び新
型転換炉に関する開発、核燃料物質の生産及び再
処理、核原料物質の採鉱等を行うことにより、我が
国の原子力の開発及び利用の促進に寄与すると

いった重要な役割を担ってきたところでありま
す。

しかしながら、平成七年十二月に高速増殖原型
炉「もんじゅ」において、また、平成九年三月に
アスファルト固化処理施設において事故を起こ
し、さらに、それらに関連して虚偽報告や不十分
な通報連絡といった一連の不適切な対応がなされ
ました。

このようなことから、同事業団を抜本的に改革
することとし、その体質及び組織、体制について
徹底的にチェックするため、組織論や危機管理等
に関する有識者で構成する動燃改革検討委員会を
設置し、その改革の方向について検討を行ったと
ころであります。

本法は、動燃改革検討委員会報告書、原子
力委員会高速増殖炉懇談会報告書等を踏まえ、こ
れまでの動力炉・核燃料開発事業団の業務を抜本
的に見直し、整理縮小するとともに、経営の刷新
や機能強化を図り、核燃料サイクルの技術的な確
立に向けた開発や、これに必要な研究を行う法人
として再出発させるために必要な措置を講ずるも
のであります。

次に、本法の要旨を御説明いたします。

第一に、改組後の法人の名称を核燃料サイクル
開発機構に改めることとしております。

第二に、立地地元重視の観点から、同機構の主
たる事務所を茨城県に置くこととしております。

第三に、同機構における業務運営の透明性を確
保するとともに、社会等との乖離を未然に防ぐた
め、内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命す
る委員により構成される運営審議会を設置するこ
ととしております。

第四に、同機構は、これまでの業務のうち、新
型転換炉に関する開発、ウラン濃縮を含む核燃料
物質の生産を行う等の業務を整理縮小することと

し、核燃料サイクルを技術的に確立するために必
要な、高速増殖炉、核燃料物質の再処理、高レベ
ル放射性廃棄物の処理及び処分等に関する開発及
びこれに必要な研究を行うとともに、その成果の
普及を行う等の業務を行うこととしております。

なお、これまで同事業団が行ってきた新型転換
炉に関する開発等の業務につきましては、同機構
の業務の特例として、適切な期限を設けて業務の
廃止に向けた準備を行うとともに、その後におい
ても、当分の間、それら業務に伴い発生した放射
性廃棄物を管理する業務、施設を廃止する業務や
その措置に関する技術の開発等を行うこととして
おります。

第五に、同機構の業務の運営につきましては、
安全の確保を旨としてこれを行うものとし、適切
な情報の公開により業務運営における透明性を確
保するとともに、適正かつ効率的に業務を運営す
るよう努めなければならないこととしておりま
す。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であ
ります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同あ
らんことをお願い申し上げます。

○大野委員長 これにて趣旨の説明は終わしま
した。

○大野委員長 この際、委員派遣承認申請に関
する件についてお諮りいたします。

本案につきまして、審査の参考にあずかるため、
来る四月六日曜日茨城県に、また四月八日水曜
日福井県に委員を派遣したいと存じます。

つきましては、議長に対し、委員派遣承認の申
請をいたしたいと存じますが、御異議ありません
か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

なお、派遣委員の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、来る四月一日水曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十五分散会

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律

〔原子力基本法の一部改正〕

第一条 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構）」に改め、同条第一項中「事項を行なわせるため」を「事項を行なわせるため」に改め、「及び新型転換炉並びに核燃料物質」を削り、「行なわせるため動力炉・核燃料開発事業団」を行なわせるため核燃料サイクル開発機構」に改め、同条第二項中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改める。

（動力炉・核燃料開発事業団法の一部改正）

第二条 動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

核燃料サイクル開発機構法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第十条）

第二章 役員及び職員（第十一条―第二十一条）

第三章 運営審議会（第二十二條・第二十三條）

第四章 業務（第二十四條―第二十七條）

第五章 財務及び会計（第二十八條―第四十条）

第六章 監督（第四十一條・第四十二條）

第七章 雑則（第四十三條―第四十六條）

第八章 罰則（第四十七條・第四十九條）

附則

第一条中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に、「新型転換炉に関する自主的な開発、核燃料物質の生産、再処理及び保有並びに核燃料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を計画的かつ効率的に行ない、これをこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理並びに高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発を計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もつて」に改める。

第二条第二項を次のように改める。

2 この法律で「高レベル放射性廃棄物」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する物（固化したものを含む）をいう。

第三条中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に、「事業団」を「機構」に改める。

第四条第一項中「事業団」を「機構」に、「東京部」を「茨城原」に改め、同条第二項中「事業団」を「機構」に改める。

第五条から第八条までの規定中「事業団」を「機構」に改める。

第九条中「事業団でない」を「機構でない」に、「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改める。

第十条中「事業団」を「機構」に改める。

第二章 役員等を「第二章 役員及び職員」に改める。

に改める。

第十一条第一項中「事業団」を「機構」に、「八人」を「七人」に改め、同条第二項中「事業団」を「機構」に改める。

第十二条第一項中「事業団」を「機構」に改め、同条第二項及び第三項中「事業団」を「機構」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項及び第五項中「事業団」を「機構」に改め、同条第六項中「第四十三條」を「第四十四條」に改める。

第十四条第一項中「副理事長及び理事の任期は、」を「及び副理事長の任期は」に、「監事の任期は、」を「理事及び監事の任期は」に改める。

第十五条第二号、第十八条及び第十九条中「事業団」を「機構」に改める。

第二十条を削る。

第二十一条中「事業団」を「機構」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条の見出しを「（役員及び職員の公務員たる性質）」に改め、同条中「顧問」を削り、第二章中同条を第二十一条とする。

第四十八条中「一万円」を「十万円」に改め、第七章中同条を第四十九条とする。

第四十七条中「事業団」を「機構」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第四十三條」を「第四十四條」に改め、同条第三号中「第二十三條第一項」を「第二十四條第一項及び第三項」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四号中「第三十六條」を「第三十七條」に改め、同条第五号中「第四十条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条を第四十八條とする。

第四十六條中「第四十一條第一項」を「第四十二條第一項」に、「事業団」を「機構」に、「三万円」を「二十万円」に改め、第七章中同条を第四十七條とし、同条を第八章とする。

第四十五條中「第三号及び第四号の場合にあつては、動力炉開発業務」を「第二十四條第一

項第一号イ、ロ及びニに掲げる業務」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第二十五條第一項の基本方針及び基本計画」を「第二十七條第一項の基本方針（同条第二項第二号に規定する事項に限る。）」に改め、同条を同条第一号とし、同条第二号中「第二十七條」を「第二十九條」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「第二十九條第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を同条第三号とし、第六章中同条を第四十六條とする。

第四十四條第一号中「第二十三條第二項第一号、第二十七條、第三十三條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十五條又は第三十七條」を「第二十九條、第三十四條第一項、第三十八條」に改め、同条第二号中「第二十五條第一項」を「第二十七條第一項」に改め、「及び基本計画」を削り、同条第三号中「第二十九條第一項又は第三十八條」を「第三十一條第一項又は第三十九條」に改め、同条第四号中「第三十六條第一号」を「第三十七條第一号又は第二号」に改め、同条第五号中「第三十七條又は第三十九條」を「第三十八條又は第四十条」に改め、同条を第四十五條とする。

第四十三條第一号中「第二十三條第一項、第二十四條、第二十七條、第三十三條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十五條又は第三十七條」を「第二十四條第二項若しくは第三項、第二十五條、第二十九條、第三十四條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十六條又は第三十八條」に改め、同条第二号中「第二十九條第一項又は第三十八條」を「第三十一條第一項又は第三十九條」に改め、同条第三号中「第三十六條第一号」を「第三十七條第一号又は第二号」に改め、同条第四号中「第三十七條又は第三十九條」を「第三十八條又は第四十条」に改め、同条を第四十六條とする。

第四十二條第一項中「事業団」を「機構」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「事

業団」を「機構」に改め、第六章中同条を第四十三条とし、同章を第七章とする。
第四十一条第一項中「事業団」を「機構」に改め、第五章中同条を第四十二条とする。
第四十条中「事業団」を「機構」に改め、第五章中同条を第四十一条とし、同章を第六章とする。
第三十九条中「事業団」を「機構」に改め、第四章中同条を第四十条とする。
第三十八条中「事業団」を「機構」に改め、同条を第三十九条とする。
第三十七条中「事業団」を「機構」に改め、同条を第三十八条とする。
第三十六条中「事業団」を「機構」に改め、同条第二号中「銀行」の下に「その他内閣総理大臣の指定する金融機関」を加え、同条を第三十七条とする。
第三十五条中「事業団」を「機構」に、「たてて」を「立てて」に改め、同条を第三十六条とする。
第三十四条中「事業団」を「機構」に改め、同条を第三十五条とする。
第三十三条の見出しを「借入金及び核燃料サイクル開発債券」に改め、同条第一項中「事業団」を「機構」に、「動力炉・核燃料開発債券」を「核燃料サイクル開発債券」に改め、同条第四項及び第六項中「事業団」を「機構」に改め、同条を第三十四条とする。
第三十二条第一項及び第二項中「事業団」を「機構」に改め、同条第三項を削り、同条を第三十三条とする。
第三十一条を削る。
第三十条中「事業団」を「機構」に、「第二十七條」を「第二十九条」に改め、同条を第三十二条とする。
第二十九条第一項中「事業団」を「機構」に改め、同条第二項中「事業団」を「機構」に、「つけなければ」を「付けなければ」に改め、同条第三項中「事業団」を「機構」に改め、同

条を第三十一条とする。
第二十八条中「事業団」を「機構」に改め、同条を第三十条とする。
第二十七条中「事業団」を「機構」に改め、同条を第二十九条とする。
第二十六条中「事業団」を「機構」に改め、第四章中同条を第二十八条とし、同章を第五章とする。
第二十五条の見出しを「(基本方針)」に改め、同条第一項中「第二十三條第一項第一号及び第二号に掲げる事業団」を「第二十四条に規定する機構」に改め、「以下この条、第三十一条及び第四十五条において「動力炉開発業務」という。」「動力炉開発業務に関する」及び「及び基本計画」を削り、同条第二項を次のように改める。
2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
一 機構の業務の運営に関する基本的事項
二 第二十四条第一項第一号に掲げる業務に関する基本的事項
三 その他機構が業務を実施するに際し配慮すべき事項
第三章中第二十五条を第二十七条とし、同条の前に次の一条を加える。
(業務の運営)
第二十六条 機構は、第二十四条に規定する業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行うものとし、適切な情報の公開により業務の運営における透明性を確保するとともに、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。
第二十四条中「事業団」を「機構」に改め、同条を第二十五条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。
(業務の範囲)
第二十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 核燃料サイクル(原子炉に燃料として使

用した核燃料物質を再度原子炉に燃料として使用する)により核燃料物質を有効に利用するために必要な一連の行為の体系をいう。を技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。
イ 高速増殖炉の開発(実証炉を建設することにより行うものを除く。)及びこれに必要な研究
ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究
ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究
ニ ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究
二 前号に掲げる業務に係る成果について、技術の提供その他の方法により、普及を行うこと。
三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。
四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。
2 機構は、前項第四号に掲げる業務を行うこととするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
3 機構は、第一項の規定により行う業務を妨げない範囲内において、内閣総理大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その設置する施設及び設備を原子力の開発及びこれに関連する業務を行う者の利用に供することができ
る。
第二十三条を削る。
第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。
第三章 運営審議会
(運営審議会)
第二十二條 機構に、運営審議会を置く。
2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、機構の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることが出来る。
4 運営審議会は、委員十五人以内で組織する。(委員)
第二十三條 委員は、機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
2 委員の任期は、二年とする。
3 委員は、再任されることが出来る。
4 第十六條第二項の規定は、委員について準用する。
附則第十條を次のように改める。
(業務の特例)
第十條 機構は、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、第二十四條の規定にかかわらず、改正法による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法(以下「旧法」という。)第二十三條第一項第一号及び第二号(新型転換炉に係る部分に限る。)、第四号並びに第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を行う。
2 機構は、前項の期間経過後であつても、当分の間、第二十四條の規定にかかわらず、旧法第二十三條第一項第一号及び第二号に掲げる業務のうち新型転換炉に関する業務並びに同項第四号に掲げる業務のうち核燃料物質の生産に関する業務(以下「特定業務」という。)に伴い発生した放射性廃棄物を貯蔵し、処理し、及び処分する業務、特定業務に係る施設を廃止する業務、同項第五号に掲げる業務のうち鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二條第二項本文に規定する鉱山における保安の確保に必要な措置を講ずる業務その他前項の政令で定める日までに同項に規定する業務に関して機構に帰属した義務の履行に必要な

な業務を行う。

3 機構は、第二十四条の規定にかかわらず、特定業務に係る施設を廃止する業務の実施に必要な限りにおいてその廃止に伴う措置に関する技術の開発及びこれに必要な研究を行うことができる。

4 前三項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第二十四条第三項中「第一項の規定により行う業務」とあるのは「第一項及び附則第十條第一項から第三項までの規定により行う業務」と、第二十六條中「第二十四条に規定する業務」とあるのは「第二十四条及び附則第十條第一項から第三項までに規定する業務」と、第二十七條第一項中「第二十四条に規定する業務」とあるのは「第二十四条及び附則第十條第一項から第三項までに規定する業務」と、同條第二項中「第二十四条第一項第一号に掲げる業務」とあるのは「第二十四条第一項第一号に掲げる業務並びに附則第十條第一項及び第三項に規定する業務」と、第四十八條第三号中「第二十四条第一項又は第三項に規定する業務」とあるのは「第二十四条第一項若しくは第三項又は附則第十條第一項、第二項若しくは第三項に規定する業務」とする。

5 改正法の施行前に行われた旧法第二十三條第一項各号に掲げる業務並びに第一項及び第三項に規定する業務に係る成果については、第二十四条第一項第二号に規定する成果とみなす。

附則 附則第十一條から第三十一條までを削る。

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二條中動力炉・核燃料開発事業団法第三十一條及び第三十二條第三項を削る改正規定並びに附則第五條及び第六條の規定については、公布の日から施行する。

(核燃料サイクル開発機構への移行)

第二條 動力炉・核燃料開発事業団(以下「事業団」という。)は、この法律の施行の時に、核燃料サイクル開発機構(以下「機構」という。)となるものとする。

(持分の払戻し)

第三條 政府以外の出資者は、機構に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、この法律による改正後の核燃料サイクル開発機構法(以下「新法」という。)第七條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第四條 この法律の施行の際現に核燃料サイクル開発機構という名称を使用している者については、新法第九條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業団の役員に関する経過措置)

第五條 この法律の施行の日の前日において事業団の役員である者の任期は、この法律による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法第十四條第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(基本方針に関する経過措置)

第六條 内閣総理大臣は、この法律の施行の日前において、原子力委員会の議決を経て新法第二十七條第一項の規定による基本方針を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。ただし、通商産業大臣との協議は、新法第二十四條第一項第一号イ、ロ及びニに掲げる業務に係る事項に限られるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(土地収用法の一部改正)

第八條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第三十四号を次のように改める。

三十四 核燃料サイクル開発機構が核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)第二十四條第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第九條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第十條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「動力炉・核燃料開発事業団以外の者で」を削り、「もの」を「者」に改める。

第十一條中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十一條の二第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十一條の三第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條第一項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第三項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の二第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の三第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の四第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の五第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の六第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の七第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の八第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の九第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の十第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の十一第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の十二第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の十三第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の十四第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の十五第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

核燃料開発事業団又は」を削り、同條第四項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十二條の三三「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の五中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の六第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の七第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は」を削る。

第十二條の八第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の九第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の十第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の十一第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の十二第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の十三第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の十四第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の十五第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の十六第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の十七第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の十八第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の十九第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の二十第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の二十一第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の二十二第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の二十三第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の二十四第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の二十五第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の二十六第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の二十七第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の二十八第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の二十九第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の三十第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の三十一第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の三十二第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の三十三第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の三十四第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の三十五第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の三十六第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の三十七第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十二條の三十八第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第五十一条の二十四第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第五十七条の二第二項中「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第五十七条の三第二項中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」を「製錬事業者」に改める。

第六十一条の三第四項中「(同項第一号に該当する場合の動力炉・核燃料開発事業団を除く。)」を削る。

第七十一条第七項及び第九項中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改める。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)
第十一条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条 電源開発促進特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中海洋水産資源開発センターの項の次に次のように加え、動力炉・核燃料開発事業団の項を削る。

料開発事業団の項を削る。

核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法
号	(昭和四十二年法律第七十三号)

(法人税法の一部改正)
第十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法
号	(昭和四十二年法律第七十三号)

(消費税法の一部改正)
第十五条 消費税法(昭和六十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法
号	(昭和四十二年法律第七十三号)

(地方税法の一部改正)
第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号及び第七十三条の四第一項第一号中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改める。

第三百四十九条の三第十一項中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改める。

発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)第二十四条第一項第一号に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第十七条 前条の規定による改正後の地方税法中固定資産税及び都市計画税に関する規定は、この法律の施行の日属する年の翌年の四月一日の属する年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(科学技術庁設置法の一部改正)
第十八条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三十号中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改める。

(建設省設置法の一部改正)
第十九条 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条第五十八号中「動力炉・核燃料開発事業団」を「核燃料サイクル開発機構」に改める。

理由
動力炉・核燃料開発事業団による度重なる事故等にかんがみ、同事業団の抜本的な改革を図るために必要な措置を講ずるとともに、その名称を核燃料サイクル開発機構に改めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年四月十六日印刷

平成十年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局